

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度に おける指定医の申請手続きについて

小児慢性特定疾病医療費助成制度において、支給認定を受けるために必要な医療意見書を作成できるのは、**主たる勤務先の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事等**（政令・中核市においては当該市長）から指定を受けた「指定医」のみとなります。

指定を受けるためには、以下申請手続きが必要です。

## 1. 指定医の要件・職務

### 【要件】（指定医の申請ができる方）

以下の（１）（２）の要件を満たし、かつ（３）又は（４）のどちらかを満たすこと。

- （１） 診断又は治療に５年以上従事した経験を有すること。
- （２） 診断書を作成するのに必要な知識と経験を有すること。
- （３） 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。（※１）
- （４） 豊中市等が行う指定医研修を修了していること。（豊中市が実施する指定医研修については、国立成育医療センターが運営するe-ラーニング指定医研修サイトを利用しています。）

※１ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、豊中市ホームページをご覧ください。

### 【職務】

- （１） 小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定に必要な医療意見書を作成すること。
  - ・医療意見書には、指定医の記名と押印及び指定医番号（27で始まる10桁の数字）の記載をお願いします。
  - ・医療意見書は、「小児慢性特定情報センター」ホームページより、小児慢性特定疾病名（細分類病名）ごとに最新版をダウンロードして作成してください。（医療意見書の様式は全国共通です）
- （２） 患者データ（診断書の内容）を登録管理システムに登録すること。（登録システムについては現在、厚生労働省において開発中です。正式に運用が決定次第、ご連絡します）

※今後、国の法令整備の状況により要件等の内容が変更される可能性がありますのでご注意ください。

## 2. 申請提出書類

以下の書類を申請書提出先へ提出してください。（郵送）

- （１） 小児慢性特定疾病指定医指定申請書（様式第1号）
- （２） 経歴書（様式第2号）
- （３） 医師免許証の写し（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと。）
- （４） 専門医に認定されていることを証明する書類の写し（専門医資格による申請の方のみ）
- （５） （４）がない場合は、豊中市が実施する指定医研修（国立成育医療研究センターが運営するe-ラーニング指定医研修）を受講し、研修修了時に発行される「修了証」を提出してください。

様式は豊中市ホームページ

豊中市 指定医申請

検索



### 3. 指定後の流れ

- 指定医として指定された場合は、豊中市から申請者宛てに指定通知を送付します。  
(指定日は、原則として申請のあった日の属する月の翌月の初日からとなります。)
- 豊中市は指定した指定医の勤務先医療機関、氏名等をホームページに掲載します。
- 指定医は、5年ごとの更新制です。指定有効期間が満了するまでに更新手続きが必要です。
- 指定申請の内容について変更があった時は、変更のあった事項及びその年月日を届け出てください。
- 指定医の指定を辞退する時もその旨を届け出てください。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があります。
- 変更届等の様式については、豊中市ホームページをご覧ください。

### 4. 支給認定と審査について

申請者から医療意見書が提出されたら、豊中市にて認定審査を行います。

提出された意見書について、国が定める認定基準を満たしていない場合や、内容に疑義が生じた場合は、豊中市から指定医へ確認依頼をすることがあります。

また上記の確認後、認定基準を満たしていないとされた場合は、豊中市小児慢性特定疾病審査会にて審査を行います。不承認となった場合は、申請者あて文書にて通知します。

### 注意事項

※ 令和4年4月から指定の申請先は、主たる勤務先の医療機関が所在する都道府県等（政令市・中核市）にのみとする一元化が行われました。これにより、豊中市に主たる勤務先がある場合のみ豊中市への申請が必要となります。主たる勤務先が豊中市以外で、すでに指定を受けられている方は、従たる勤務地として豊中市内の医療機関において意見書作成を行うことになっても、あらためて豊中市へ申請する必要はありません。

ただし、主たる勤務地が豊中市となった場合は、豊中市へ申請する必要がありますのでご注意ください。

※ 指定医が指定を受けた勤務先で医療意見書を記載する場合、患者の居住地は当該自治体以外でも問題ありません。

※ 指定に必要な研修については「小児慢性特定疾病医療費助成制度」に基づくもののみであり、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づくものなど別制度による研修は該当しません。

### 指定申請書の提出先・問合せ先

豊中市 こども未来部 およこ保健課 小児慢性特定疾病担当  
〒560-0023 豊中市岡上の町 2-1-15 豊中市すこやかプラザ内  
☎06-6858-2800